

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月12日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表改田口住宅の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

霧島市営改田口住宅の土地の所有権に関し調停を成立させることに伴い、当該住宅を廃止することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。